

## 前回部会（7/21）における意見等について（回答）

問 海上貨物の輸出入許可件数のうち、約 95 パーセントが海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）により処理されているが、当該申告情報を港湾調査に活用することに同意している船舶運航事業者等は何社ぐらいとなっているのか。

また、現在、港湾調査へのSea-NACCSデータの活用に取り組んでいる港湾において、全輸出入貨物のうち、当該データを活用している割合はどのぐらいか。

（答）

1 Sea-NACCSデータの活用にあたっては、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）との関係から、事前に船舶運航事業者等から同意書を徴する仕組みとなっており、現在、88 社から同意を得ているところ。

なお、Sea-NACCSに参加している事業者（船会社）は平成 20 年 10 月 31 日現在 110 社。

2 港湾調査へのSea-NACCSデータの活用に取り組んでいる港湾は、現在 8 港（東京港、横浜港、川崎港、名古屋港、大阪港、神戸港、下関港及び北九州港）あり、これらの港湾のうち、東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港における全輸出入貨物のデータレコード件数のうち、約 73 パーセントをSea-NACCSデータから活用しているところ。

## 【参考 1】

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律

（昭和 52 年法律第 54 号）〈抜粋〉

（秘密保持義務）

第 18 条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し  
て知り得た秘密を漏らしてはならない。

※ 会社とは、通関情報処理システムを管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社をさす。

## 【参考 2】

Sea-NACCSデータの活用メリットが特に大きいと考えられる輸出入コンテナ貨物の取扱量（TEU換算の個数）について、我が国全体における上記 5 港の占める割合は約 79 パーセントとなっているところ（別紙参照）。

(別紙)

## 輸出入コンテナ貨物取扱量

(単位：TEU)

区分	輸出	輸入	合計
東京港	1,720,539	1,999,923	3,720,462
横浜港	1,653,228	1,528,861	3,182,089
名古屋港	1,332,333	1,306,017	2,638,350
大阪港	887,182	1,085,497	1,972,679
神戸港	1,054,841	964,139	2,018,980
小計(a)	6,648,123	6,884,437	13,532,560
全体(b)	8,512,578	8,626,191	17,138,769
a/b	78.1%	79.8%	79.0%

(注) 1 平成19年港湾統計(年報)から作成

2 上記5港は、港湾調査へのSea-NACCSデータの活用に取り組んでいる港湾であるが、上記取扱い量すべてについて活用できているものではない。